

就学援助制度による「新入学準備金」入学前支給のご案内

申請期間：令和7年 **11月4日(火)** ～ **12月19日(金)**

令和8年4月に、小学校新1年生になられるお子様の保護者の方で、経済的に困りの世帯・児童扶養手当受給世帯（一部支給を含む）に対し、奈良市の就学援助制度により、「新入学準備金」が入学前に支給されます。

支給を希望される方は、事前にお手続きが必要となりますので、ご案内します。

就学援助って？



経済的に困りのご家庭を対象に、お子様（小・中学生）の楽しい学校生活に必要な給食費・修学旅行費などの一部を援助する制度です。

「新入学準備金」の支給は、就学援助制度で、「新入学学用品費」をお子様の入学前に支給するものです。

支給の対象となる方（以下の条件にすべて該当する方）

- ◆経済的に困りで、昨年の世帯所得が認定基準以下の方（基準は下部に記載）
- ◆児童扶養手当を受給されている方（一部支給を含む）
- ◆令和8年2月1日時点で奈良市内に在住している方 ◆令和8年4月に小学校入学予定のお子様の保護者
- ◆申請期間中に、奈良市就学援助費（新入学準備金）受給申請書を提出された方

申請について（申請期間：令和7年11月4日(火)～12月19日(金)）（期間内必着）受付
窓口

オンライン または 教育総務課（市役所北棟3階） または 入学予定の市立小学校

※郵送でも申請できます。

郵送による申請は教育総務課までお願いします。〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号



オンライン申請は
こちらから

必要な
もの

●申請書（10月下旬より教育総務課のホームページよりダウンロード可能）

●児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給されている方のみ）

○令和7年1月1日時点で奈良市外の住民の方のみ、前住所地の令和7年度課税証明書が必要です。

※申請書記入時に、口座番号（振込先口座）の漏れがないかご確認ください。

※認定・否認定の通知は、支給予定日である令和8年3月5日(木)を目途に発送予定です。

支給額・支給日

- ◆支給額…5万円程度（令和7年度新小学1年生への支給実績：57,060円） ◆支給日…令和8年3月5日(木)（予定）

認定基準

- ① 令和7年度市民税所得割額（令和6年中の所得に対する市民税の税金）の生計を同じくする世帯全員の合計が、下記の表以下の方

子どもの数(※1)	基準額(令和7年度市民税所得割課税額)
1人	31,300円
2人	52,600円
3人(※2)	73,900円

※1)令和7年1月1日現在16歳未満（平成21年1月2日以降生まれ）の子どもの数

平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの子どものみについては一人当たり11,100円を加算

※2)※1対象の子どもが4人以上の場合は、1人増えるごとに、21,300円を加算 扶養親族の年齢・人数は令和6年12月31日現在で判定します

○住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除・外国税額控除・株式控除適用前の額で判定します

②児童扶養手当を受給されている方（一部支給を含む）

◇市民税所得割額が認定基準を上回る方で、死別・失業・離婚などにより令和6年中に比べて収入が激減し、お困りの場合、状況を示す書類の提出により審査することがありますので、ご相談ください。

〔市民税所得割額の確認方法〕 ※確認していない場合でも申請できます

令和7年6月半ば頃に勤務先や市民税課から配布される市・県民税特別徴収税額決定通知書、同納税通知書などにより確認できます。

※市HPにて源泉徴収票などにより住民税が試算できますが確定額ではありません。参考にご利用ください

奈良市住民税試算HP



生活保護受給中の方

生活保護を受給中のお子様は、同様の費用が保護費から支給されるため、今回の申請手続きは必要ありません。

お知らせ事項

◇「新入学準備金」を受給された方は、令和8年度の「就学援助制度」による給食費等の援助について再度申請していただく必要はございません。

◇受給された方が市外へ転出された場合、ご転出先の自治体に対して、本市にて支給を行ったことを通知します。

※今回「新入学準備金」の入学前支給を受けた方が、令和8年度の「就学援助制度」において認定となった場合は、「新入学学用品費（新入学準備金）」は支給済となります。

※逆に今回「新入学準備金」の入学前支給を申請されない場合で、入学後に令和8年度の「就学援助制度」を申請し4月より認定となれば「新入学学用品費（新入学準備金）」として同額が支給されます。

※ただし、新しい年度の審査基準となるため、「新入学準備金」の入学前支給とは結果が異なる場合がありますので、今回の時期に申請されることをお勧めします。

その他の援助

奈良市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費・給食費等の一部を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。この制度は、該当するお子様の保護者の方に学用品費、学校給食費などを補助し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

◆補助対象となる経費…①学校給食費・交通費（通学費） ②修学旅行費 ③校外活動費 ④新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ⑤学用品・通学用品購入費

◆注意点

「就学援助制度」と「特別支援教育就学奨励費制度」を同時に受給することはできません。「就学援助制度」がより手厚いため、「就学援助制度」の対象となる方は、就学援助を申請されることをお勧めします。

お問合せ（申請書の郵送先）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会事務局 教育総務課 就学係（市役所北棟3階）

TEL：0742-34-5337（直通） FAX：0742-34-6917

Mail：kyouikusoumu@city.nara.lg.jp